

## 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者等生活支援事業

風間浦村では、保健所から自宅での療養や待機を要請された方を対象に、食料品及び日用品を支給する生活支援事業を実施します。

### 1. 対象者

風間浦村に居住する新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者で、保健所から自宅での療養または待機の要請を受けた方（自宅療養者等）。

※親族等からの支援を受けることが困難な者に限る

### 2. 支援期間

保健所から自宅療養または自宅待機の要請を受けた期間

### 3. 支援内容

#### ①食料品の支給

自宅療養者等一人あたり3日分程度の食料品を支給します。

#### ②日用品の支給

指定された待機期間において、生活の維持に必要な日用品を支給します。

※利用回数は原則として1回

### 4. 受付方法

生活支援事業を希望する方は、下記お問い合わせ先へ電話でお申し込みください。

- 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
- お問い合わせ先：風間浦村村民生活課 電話 0175-35-3111

### 5. 配送方法

感染予防対策のため、対面での受け渡しは行わず、玄関先での置き配達とします。

### 6. その他

- 食物アレルギー等の個別対応はしていません。
- 療養状況について保健所に確認することがあります。
- 食料品の提供内容（例：対象者1名3日分）

・ ごはん（パック）	5個	・ おかゆ（レトルト）	3個
・ カップラーメン	3個	・ どんぶりの素（レトルト）	3個
・ レトルトカレー	2個	・ 味噌汁（レトルト）	5個
・ 魚の缶詰	3個	・ 果物の缶詰	3個
・ スポーツドリンク	500ml	6本	